

製網労働組合川崎支部提出  
説明 榊 原 ツ マ

理由省略  
實行方法

新任執行委員一任。

### 十七、失業問題對策に關する件

關東労働同盟會提出

理由省略

説明 土 井 直 作

### 十八、屋外労働者保護法制定促進に關する件

神奈川合同労働組合提案

説明 蛸 井 治 平

決議文

今日我が日本に於て、屋外に働く労働階級百何十萬を算するにか、はらず、政府當局は之が保護の爲めに何等の法律も制定せず、ほしいまに資本家階級並中間ブローカの擧取にまかせて置くことは、我が國産業發達の上に重大なる損失をなし、同時に労働階級の生活向上を阻害すること極めて大である故に、速に政府は之が保護法を制定すべし。  
右決議す

理由

我が國內に於て、屋外労働者として、労働に従事して居る者は百數十萬の多きに達するのである。鐵道運輸事業に従事するもの、沖仲仕、貨物運搬、石炭運輸、石材工、工場會社の人夫等、之等の労働階級は、最も危険なる作業に従事しつゝある關係上、常に負傷、疾病の絶え間がない。然るに之等の人々が負傷し疾病せる場合に於ては、會社工場は勿論の事、直接中間に介在して居る親方等に於ても、何等の手當も支給せず、或は解雇又は工場會社の解散等の場合に於ても一文の手當も支給せざる有様である。是に比して同じ筋肉労働者でも、工場に働く者、鑛山に働く者、海上に働く者等には、不完全乍も夫れ／＼の保護法が制定されて居るのである。先に政友會内閣に依つて提出を見た、屋外労働者保護法は、其内容すこぶる不完全なるものであった。我等は全屋外労働階級の利福向上の爲めに、政府が完全なる屋外労働者の保護法を制定せんことを要求する。

實行方法

- 一、決議文を内務省及鐵道省等に提出し、其實行を迫ること。
  - 二、社會民衆黨選出代議士をして、議會に於て、本案提出の運動を爲さしめること。
  - 三、演說會或は、宣傳ビラ等に依つて機會ある毎に大衆に訴へ輿論を起すこと。
  - 四、右運動に要する經費並に其他新任執行委員會に一任すること。
- 以上